

# 第10回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2022年3月29日（火曜日）  
午後1時（受付開始：午前12時）

**開催場所** 京王プラザホテル 南館4階「扇」  
東京都新宿区西新宿二丁目2番1号

## 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

## 目次

第10回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	31
計算書類	34
監査報告書	37
株主総会参考書類	42

(証券コード 6177)

2022年3月11日

株 主 各 位

東京都千代田区平河町二丁目5番3号  
A p p B a n k 株 式 会 社  
代表取締役社長CEO 村井 智建

## 第10回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内にしたがって2022年3月28日（月曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 2022年3月29日（火曜日）午後1時00分  
※前回定時株主総会の開催時刻は午前10時でしたが、今回は開催時刻が午後1時に変更となっておりますので、ご注意ください。
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号  
京王プラザホテル 南館4階 「扇」
3. 会議の目的事項  
報告事項
  1. 第10期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第10期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

#### 4. 議決権の行使についてのご案内

##### (1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年3月28日（月曜日）午後7時まで  
に到着するようご返送ください。

##### (2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（3頁）の「インターネットによる  
議決権行使のご案内」をご高覧の上、2022年3月28日（月曜日）午後7時までに行使してく  
ださい。

##### (3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるもの の有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議 決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたしま す。

◎新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面又はインターネットにより事前に議決権を行  
使いただき、株主総会当日のご来場はお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

なお、本年は座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が前年より大幅に減少いたしま  
す。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りせざるを得ない場合がありますので、あらか  
じめご了承ください。また、当日は感染拡大のリスクを低減するため、例年よりも短時間の開催と  
し、飲料水・お土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお  
願い申し上げます。

◎連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネ  
ット上の当社ウェブサイト（<http://www.appbank.co.jp/>）に掲載させていただきますので、本  
招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社のウェ  
ブサイト（<http://www.appbank.co.jp/>）に掲載させていただきます。

以 上

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

### 2. 議決権行使の方法について

#### (1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

#### (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

### 3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2022年3月28日(月曜日)午後7時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によつては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

### 4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

## 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

- ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様  
お取引の証券会社あてにお問い合わせください。  
イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座の株主様)  
三井住友信託銀行 証券代行部  
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

(添付書類)

## 事業報告

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当社グループは、主にメディア事業とストア事業の2種のセグメントを軸に事業を展開しております。

当連結会計年度における当社グループを取りまく経営環境におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、企業活動や個人消費は大きく制限を受けました。昨年9月末をもって緊急事態宣言等の解除による行動制限が緩和されたことに伴い、経済活動の正常化が期待されたものの、直近においては、新たな変異株による国内感染者急増への警戒感が高まっており、先行きは未だ不透明な状況となっております。

4媒体広告市場（新聞・雑誌・テレビ・ラジオ）をはじめとする広告業全体が前年水準を上回る回復傾向にあり、当社メディア事業の主たる事業内容であるインターネット広告市場においては、巣ごもり需要によってSNSやEコマース、動画配信サービスへの接触機会も増え、大手プラットフォーマーを中心とした運用型広告の需要が高まっていることから、4媒体広告市場（新聞・雑誌・テレビ・ラジオ）の前年同期比を上回る水準の回復傾向にあります（注）。引き続き、AIを活用した広告運用手法などさらなるDXの進展により、他の媒体からインターネット広告へのシフトが進むものと思われれます。また、通信環境の進展とデバイスの拡張により今後インターネット広告の領域が更に拡大する可能性もあると考えております。

（注）出所：経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」（2021年11月確報版）

このような環境下において、当社グループは、中期的な成長戦略として「脱マックスむらい」の新たな収益構造の確立を目指しております。そのためにも、まずは「既存事業分野での成長と深耕」による収益の回復に努めております。メディア事業においては、主に「AppBank.net」をはじめとした自社運営メディア・アプリの安定的なPV数増加とPV当たり広告収益の向上並びに維持に取り組みました。自社運営メディアのPVについては、第2

四半期連結会計期間において、技術的な問題から検索エンジン経由の集客が落ち込み、PVは減少しましたが、第3四半期連結会計期間以降、技術的な問題を解消すると同時に「YouTuberNEWS」等の新たなコンテンツの拡充を行うことで、新たなユーザー層の獲得を進めました。その結果、当連結会計年度における合計PVは、前年同期と同水準となりましたが、第3四半期連結会計期間以降のPVは成長傾向にあります。また、PV当たり広告収益については、引き続き高い水準を維持しております。

ストア事業においては、連結子会社のテーマ株式会社を運営母体として、「メイドインジャパン」、「地域密着型」をコンセプトとした独自の商品開発と自社オンラインショップの運営を前連結会計年度より開始しており、当連結会計年度において、新ブランド「YURINAN-原宿竹下通り友竹庵」を立ち上げました。2021年9月9日に正式オープンした「原宿竹下通り」の旗艦店舗では、東京・九段にある創業明治元年の老舗和菓子店「宝来屋」とコラボレーションし、「竹炭いちご大福」や「竹炭珈琲」等の販売を進めたほか、12月には有名アニメ作品の原宿竹下通り商店街におけるコラボレーション店舗に選定される等、多くのユーザーに来店いただいております。このように、事業面においては進捗が見られる一方、それらが売上の回復に繋がるまでは一定のタイムラグが発生することから、継続的な製造費用並びに販売費及び一般管理費のコントロールにも務めております。

当連結会計年度における業績は、売上高342,110千円（前年同期比37.5%減）、営業損失194,571千円（前年同期は営業損失136,262千円）、経常損失194,698千円（前年同期は経常損失138,036千円）、親会社株主に帰属する当期純損失186,246千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失177,581千円）となりました。

## (2) セグメント別概況

### (メディア事業)

メディア事業におきましては、サイト運営、スマートフォンアプリの開発・運営、インターネット動画配信、アドネットワーク運営及びこれらと連動する広告枠販売等のビジネス、2021年1月に完全子会社化した株式会社GT-Agency（同年4月1日付で当社に吸収合併済）が運営するBtoBコンテンツ提供事業を行っております。サイト運営では、中核メディアサイト「AppBank.net」、攻略サイト「パズドラ究極攻略」、「モンスター攻略」等を提供しております。動画配信の分野では、「YouTube」及び「niconico」を通じて動画コンテンツの提供・公開を行っており、うちYouTubeでは、チャンネル登録者が約150万人の「マックスむらいチャンネル」等を提供・公開しております。「マックスむらいチャンネル」では現在、これまでのゲームプレイ動画に加えて、ショート動画の制作を積極的に行っています。ショート動画は、「マックスむらいチャンネル」への投稿のほか、TikTokへの投稿も同時に行っ

ております。

営業面では、「AppBank.net」の広告売上、BtoBコンテンツ提供並びにアフィリエイト広告運用事業が前年同期と比べて増加いたしました。「AppBank.net」の広告売上については、広告表示対象となるPV数の増加とPV当たり広告単価の向上施策により、売上が増加しました。BtoBコンテンツ提供事業については、当連結会計年度に実施した株式会社GT-Agencyの買収及び当社への吸収合併に伴い、売上が増加したものです。また、アフィリエイト広告運用事業については、自社アフィリエイトネットワークの運用が軌道に乗ってきたことにより、売上が増加いたしました。

このように、既存事業の改善だけに留まらず、関連分野における新サービスも含めて売上増加を目指しております。利益面では、継続的に製造費用並びに販売費及び一般管理費のコントロールを行っておりますが、売上増加を実現するために採用や社外パートナーとの取り組みを強化したことで、製造費用は増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度におけるセグメント合計では、売上高289,886千円（前年同期比0.5%増）、セグメント損失172,311千円（前年同期はセグメント損失142,065千円）となりました。

#### （ストア事業）

ストア事業におきましては、当社グループが運営するメディア（主に動画）との連動をきっかけとして開発した商品を、主に自社運営の実店舗並びにオンラインショップでユーザー向けに販売するビジネスを行っております。

2021年4月、「メイドインジャパン」、「地域密着型」をコンセプトにした新ブランド「YURINAN-原宿竹下通り友竹庵」の立ち上げを発表いたしました。2021年9月には、ブランドの旗艦店舗を原宿竹下通りに正式オープンし、運営を開始しております。併せて、オンラインショップも公開し、販売を開始しております。「YURINAN-原宿竹下通り友竹庵」は、今後も魅力的な商品の開発と自社運営メディアにおける情報発信を継続すると同時に、広告展開やクリエイターや企業とのコラボレーションを通じてブランド認知の向上を図ってまいります。

このように、当社グループはメディア事業を起点として、グループ全体における事業同士の親和性に基づくシナジー効果を促進することで、Direct to Consumer(DtoC)型のビジネスモデルを実践しております。

営業面では、原宿竹下通り店舗並びにオンラインショップ売上が増加いたしました。今後も魅力的な商品作りや認知向上を図ることで、店舗並びにオンラインショップ等での



売上増加を目指しております。利益面では、事業立ち上げ期における出店費用や人件費等の増加、並びに事業オペレーションの最適化を模索する中で原価等が高んだことにより、製造費用は増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度におけるセグメント合計では、売上高は30,772千円（前年同期比87.9%減）、セグメント損失は21,190千円（前年同期はセグメント利益809千円）となりました。

(セグメント別売上高)

事業区分	前連結会計年度 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日	当連結会計年度 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日	前年同期比	
	セグメント売上高	セグメント売上高	増減額	増減率
	千円	千円	千円	%
メディア事業	288,415	289,886	1,471	0.5
ストア事業	254,802	30,772	△224,030	△87.9

(セグメント別営業損益)

事業区分	前連結会計年度 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日	当連結会計年度 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日	前年同期比	
	セグメント利益又は損失	セグメント利益又は損失	増減額	増減率
	千円	千円	千円	%
メディア事業	△142,065	△172,311	△30,246	—
ストア事業	809	△21,190	△21,999	—

(注) 各業績数値は、セグメント間の内部売上高又は振替高及びセグメント間の取引消去前の金額であります。

(3) 設備投資の状況

①当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は33,783千円であり、主に店舗の内装や機械装置等の購入であります。

②当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充該当事項はありません。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後、事業を展開するにあたり、当社グループが対処すべき課題として認識している点は、以下のとおりであります。

①メディア事業の売上拡大

当社グループは、早期黒字化達成のために売上増加が必要となっております。そのためにはまず、Webサイト「AppBank.net」やYouTube「マックスむらいチャンネル」をはじめとした運営メディア及び運営アプリを通じ、多様なユーザーの支持を得て、メディアとしての媒体力を強化していくことが業績拡大のためにも重要な課題であると認識しております。当連結会計年度においては、コンテンツ制作体制の充実を図り、「AppBank.net」のPV数及びPVあたり広告単価の向上に努め、新たな記事カテゴリの立ち上げやSEO対策を中心としたシステム面での改善を進めました。「マックスむらいチャンネル」をはじめとする動画チャンネルでは、短時間動画やTikTokの配信を強化する等、時代の潮流を見極めて、新たなユーザー層の開拓や視聴回数の拡大に務めました。同時に、広告売上の増加を目指して純

広告（BtoBタイアップ広告）営業の強化も進めております。今後も、運営メディアの規模拡大と収益性の向上を図りつつ、そのために必要なコンテンツ投資を行うことで、メディア事業の収益を拡大させていく方針であります。

## ②人材の確保及び育成

当社グループが主に事業を営んでいるインターネット市場は、技術革新が目覚ましいスピードで進み、多種多様なサービスが生まれております。このような中、当社グループの成長の源泉は、成長をけん引する人材であり、優秀な人材の確保は、競合他社に対する優位性を左右する大きな要因となると考えています。このため、人事制度の整備とリモートワークの導入等、働き甲斐のある仕事環境の整備によって、優秀な人材の確保と在籍中の人材の継続的な育成を図ってまいります。

## ③「AppBankグループ行動規範」の共有

当社グループは、2016年7月に継続的な企業価値向上に向け「AppBankグループ行動規範」を制定いたしました。当社グループが長期にわたり持続的に競争力や影響力を持ち続け、発展していくため、「AppBankグループ行動規範」を基に、経営理念である「You are my friend!」をグループ全体で共有し、更に高い倫理観と社会的良識の定着に向け一層の理解と浸透に努めてまいります。

## ④継続的な新規事業の創出

インターネットにかかわる事業領域は、製品やサービスの新陳代謝が著しい分野であり、このような環境の中で、継続的な成長を実現するためには、既存事業の成長及び強化を図るだけでなく、様々な新規事業の創出やサービスの立ち上げに取り組み続けることが重要であると認識しております。当社グループにおいては、中長期の競争力確保につながる事業開発を継続的かつ積極的に行い、様々な市場でインターネットとコンテンツを軸とした事業開発に取り組むことで、将来にわたる持続的な成長に繋げてまいります。

## ⑤内部管理体制、コーポレート・ガバナンス機能の強化

当社グループは、事業の継続的な発展を実現させるためには、内部管理体制とコーポレート・ガバナンス機能の強化を通じた経営の透明性の向上と経営監視機能の強化が不可欠であると認識しております。

まず、内部管理体制に関しては、当社グループの業務における不具合や不正行為等を未然に防止する観点から、相互チェック機能を強化し、内部監査室による定期的なモニタリング

も実施しております。また、法令違反や各種ハラスメント等に対する牽制機能と未然防止の観点から、内部通報窓口を社内と社外にそれぞれ設置するとともに、より一層の倫理観と社会的良識の浸透を目的に社員教育に努めてまいります。

次に、コーポレート・ガバナンスに関しては、監査等委員会による取締役の業務執行に対する監視機能の充実を図るとともに、内部監査室、監査法人との連携を定期的実施し、意見・情報交換を基に透明性と公正性を確保しております。

当社グループは、ステークホルダーとも良好な関係を築き、長期安定的な成長を遂げていくよう、迅速な経営の意思決定ができる効率化された組織体制の構築に向けて更に体制の強化に取り組んでまいります。

#### ⑥コーポレートブランド価値の向上

当社グループは、事業の継続的な発展のためには、ユーザーからの信頼を基盤に、ユーザーから支持される事業を展開していくことが不可欠と認識しております。当社グループは、ステークホルダーに対して経営の透明性の向上や健全性の確保を図り、併せて適切な情報開示と、積極的な広報活動等を行うことにより、コーポレートブランド価値の向上を図ってまいります。

### (9) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区分 \ 年度	第7期 2018年12月期	第8期 2019年12月期	第9期 2020年12月期	当連結会計年度 第10期 2021年12月期
売上高	1,423,230	1,323,302	547,483	342,110
経常損失(△)	△216,315	△56,434	△138,036	△194,698
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	△250,034	△70,659	△177,581	△186,246
1株当たり当期純損失(△)	△36円05銭	△9円08銭	△22円63銭	△23円73銭
総資産	1,197,217	1,081,128	604,291	414,586
純資産	686,267	700,670	519,521	334,877

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況（2021年12月31日現在）

## ①親会社の状況

該当事項はありません。

## ②重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
3 bitter株式会社	3,330千円	100%	アプリと場所を繋ぐサービス『SWAMP』の提供、ビールの製造及び販売、リアル連動型アプリ・マーケティング施策のコンサルティング
テーマ株式会社	5,000千円	100%	ブランド開発・マーケティング支援

(注) 3 bitter株式会社は2021年12月25日に減資を実施いたしました。

## ③当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (11) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

- ・アプリレビューサイト「AppBank.net」の運営・YouTube等におけるインターネット動画の制作・配信をはじめとしたメディア事業
- ・Eコマースや実店舗を通じて「メイドインジャパン」、「地域密着」をコンセプトに開発した商品を販売するストア事業

(12) 主要な営業所 (2021年12月31日現在)

① 当社

本 社 東京都新宿区  
(登記上の本店所在地 東京都千代田区平河町二丁目5番3号)

② 子会社

3 bitter株式会社 東京都新宿区  
テーマ株式会社 東京都新宿区

(13) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
メディア事業	21名 (4名)	3名増 (1名減)
ストア事業	2名 (2名)	2名増 (2名増)
全社(共通)	7名 (1名)	-名 (-)
合計	30名 (7名)	5名増 (1名増)

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない管理部門の従業員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
30名 (7名)	5名増 (1名増)	30.4歳	2.10年	4,229千円

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

## (14) 主要な借入先 (2021年12月31日現在)

金融機関	借入残高 (千円)
日本政策金融公庫	12,470
城南信用金庫	7,120

## (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、当連結会計年度におきまして、194,571千円の営業損失を計上しており、6期連続の営業損失となることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、当連結会計年度末において、242,618千円の現金及び現金同等物を有しており、当面の事業資金を確保していること、また、当社グループはこのような事象又は状況を解消・改善するため、以下の対応策を講じることにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

## ① 事業収益の改善

当連結会計年度においては、前連結会計年度において実施した連結子会社であった株式会社AppBank Storeの株式譲渡並びにM&Aや子会社の設立等による事業ポートフォリオの再編と、経営幹部層の拡充や事業投資を通じた事業成長のための基盤づくりをベースに、売上と収益拡大に向けて事業の深耕を行いました。

今後も引き続き、当社の中核事業であるメディア事業を中心に売上の拡大を図ってまいります。具体的には、「AppBank.net」、「マックスむらいチャンネル」とともに、運営メディアのコンテンツ制作及び集客施策の強化によるサイトPV・動画視聴回数の増加を目指しております。同時に、広告営業体制の強化とPV当たり広告収益の向上並びに高い水準を維持することで、純広告、アドネットワーク広告売上の拡大を目指しております。

「AppBank.net」では、当社として注力すべきコンテンツの題材を整理し、制作チームを再編しました。各制作チームにおいて、より魅力的なコンテンツを数多く配信できるよう、企画・編集オペレーションの見直しを進めております。集客施策については、主にシステム面からSEO対策やサイト内のユーザー回遊の強化を図っております。PV当たり広告収益の向上並びに維持については、外部パートナーと連携して広告運用の改善とノウハウ蓄積が順調に進んでいると考えておりますが、今後も鋭意改善を進めてまいります。

「マックスむらいチャンネル」等の動画チャンネルにおいては、成長分野であるショート動画の制作に注力しており、YouTubeに加えてTikTokでの配信にも取り組んでおりま

す。「マックスむらいチャンネル」のゲームプレイ動画やトーク動画が好きな従来の動画のファン、また、TikTok等の動画を通じて獲得できた新たなファンに対して、魅力的な動画を提供すると同時に、当社グループが運営する物販事業等の他サービスへの送客を行ってまいります。営業体制については、メディア事業、システム部門において人員の採用と教育を進めることで、売上拡大のスピードを上げると同時に、各媒体の現状に適した新たな広告商品の開発を進め、今後の販売強化を図る方針です。

当社の連結子会社であるテーマ株式会社において、「メイドインジャパン」、「地域密着型」の商品開発とコンテンツによる情報発信を組み合わせ、当社ならではの物販事業の立ち上げを行っております。当連結会計年度において開始した「YURINAN-原宿竹下通り友竹庵」ブランドにて、有名店とのコラボレーションによる商品の提供を開始しており、実店舗やオンラインショップ等での販売拡大を図る方針です。

また、当社の連結子会社である3bitter株式会社が提供しているビーコンを用いたイベント・ライブ運営及び物販のDXサービス「SWAMP」について、ウィズコロナの環境下におけるライブやイベントのデジタル化に対するニーズの高まりに伴い、サービスの需要が増加しております。今後は、イベント・ライブにおいて広く「SWAMP」の利用を促進するために、営業活動を強化して販売拡大を図ると同時に、ビーコンを用いた位置情報とコンテンツを組み合わせ、新サービスの開発を進める方針です。

一朝一夕にという訳にはまいりませんが、これらの施策を着実に実行していくことで、グループ全体での売上の拡大と早期黒字化、並びに成長事業の確立を目指してまいります。

## ② 営業費用の適正化

当連結会計年度において、前連結会計年度に削減した販売費及び一般管理費について、引き続き、現在の事業規模に見合う適正な水準でのコストコントロールを進めてまいります。一方で、主にコンテンツ制作原価並びにストア事業において、事業成長のために必要な投資を行っておりますが、投資の効率性を意識し、定期的な見直しとコントロールを継続してまいります。



## 2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 7,862,500株  
 (3) 株主数 5,875名  
 (4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率
村井 智建	1,563,000	19.91%
株式会社SBI証券	284,926	3.63%
楽天証券株式会社	235,500	3.00%
サイブリッジ合同会社	132,100	1.68%
松浦 貴美子	130,200	1.65%
株式会社DMM.com証券	112,400	1.43%
SMBC日興証券株式会社	79,400	1.01%
功刀 文宏	70,500	0.89%
森 亮太	70,000	0.89%
田中 俊隆	60,000	0.76%

(注) 当社は自己株式（14,643株）を保有しております。  
 また、持株比率は自己株式を控除した上で小数点第3位を切り捨てて計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（2021年12月31日現在）  
 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況  
 該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

名称	第6回新株予約権
株主総会の決議日	2020年6月17日
新株予約権の数	5,587個
目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	558,700株
新株予約権1個当たりの発行価額	500円
権利行使時1株当たりの行使価額	212円
権利行使期間	2020年7月2日から2027年7月1日まで
行使の条件	<p>(1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2021年12月期から2025年12月期までのいずれかの事業年度における当社の営業利益の額が下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができる。ただし、当社の営業利益の額にかかわらず、新株予約権者は、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち10%を限度として行使することができる。</p> <p>①営業利益の額が0円を超過した場合 行使可能割合 70%</p> <p>②営業利益の額が1億円を超過した場合 行使可能割合 100%</p> <p>なお、上記における営業利益の額の判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は、損益計算書）における営業利益を参照する。また、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとする。なお、会計基準の変更等により参照すべき指標を変更または修正すべき場合には、別途参照すべき指標またはその算定方法を取締役会にて定めるものとする。</p>

名称	第6回新株予約権						
行使の条件	<p>(2) 上記(1)の条件達成にかかわらず、本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所マザーズにおける当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>①当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合</p> <p>②当社が法令や東京証券取引所マザーズの規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合</p> <p>③当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>④その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>(3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>						
取締役の保有状況(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	<table border="0"> <tr> <td>新株予約権の数</td> <td>5,587個</td> </tr> <tr> <td>目的となる株式数</td> <td>558,700株</td> </tr> <tr> <td>保有者数</td> <td>3人</td> </tr> </table>	新株予約権の数	5,587個	目的となる株式数	558,700株	保有者数	3人
新株予約権の数	5,587個						
目的となる株式数	558,700株						
保有者数	3人						
社外取締役の保有状況(監査等委員である取締役を除く。)	該当なし						
取締役(監査等委員)の保有状況	該当なし						

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等（2021年12月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
村井智建	代表取締役	社長CEO テーマ株式会社 取締役
染谷光廣	取締役	テーマ株式会社 代表取締役
佐久間 諒	取締役	メディア事業部長兼システム部長 3 bitter株式会社 代表取締役
白石充三	取締役	管理本部長CFO テーマ株式会社 監査役 3 bitter株式会社 監査役
上田祐司	取締役	株式会社ガイアックス取締役代表執行役社長
倉西誠一	取締役 (監査等委員)	株式会社KADOKAWA デジタルコンテンツ局 局次長 株式会社角川アップリンク 取締役
秋山政徳	取締役 (監査等委員)	NHG株式会社 取締役会長 株式会社イマクリエ 取締役
松岡一臣	取締役 (監査等委員)	DREAMプライベートリート投資法人 監督役員 株式会社グッドスマイルカンパニー 監査役 株式会社ホビーストック 監査役 株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス 取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役上田祐司氏、倉西誠一氏、秋山政徳氏及び松岡一臣氏は社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。監査等委員と取締役の活発な意見交換並びに内部監査室を中心とする補助部門との緊密な連携により、監査の実効性を確保しております。
3. 監査等委員松岡一臣氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役上田祐司氏、取締役倉西誠一氏、取締役秋山政徳氏及び取締役松岡一臣氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、当該取引所に届け出ております。
5. 当社は、2021年3月25日開催の第9期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、常勤監査役鈴木佐知子氏、監査役

松岡一臣氏及び高橋裕次郎氏は同株主総会終結の時をもって退任し、同日をもって松岡一臣氏は取締役（監査等委員）に就任しております。

## （２）責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## （３）補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## （４）役員等賠償責任保険の内容の概要等

当社は、当社取締役（監査等委員を含む）、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員、並びに子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において締結しております。被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金・争訟費用を当該保険契約にて補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員(名)	支給額(千円)
取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役）	7 (3)	58,992 (2,400)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (3)	6,300 (6,300)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	3,675 (1,800)
合 計 （うち社外役員）	13 (8)	68,967 (10,500)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を次のとおり定めており、取締役会で決議しております。

当社の取締役の報酬等は、基本報酬、役付報酬、その他の報酬の合計となっており、月額払いで支給しています。当事業年度の取締役の報酬等については基本報酬のみにより構成されており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、2021年3月25日開催の第9回定時株主総会で決議いただいた金額の範囲で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）各人の職責及び評価、経済情勢、財務状況等を総合的に勘案して取締役会で決定しております。取締役（監査等委員）の報酬額については、2021年3月25日開催の第9回定時株主総会で決議いただいた金額の範囲で、業務の分担等を勘案して、取締役（監査等委員）の協議により決定しております。

3. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2021年3月25日開催の第9回定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役分年額40百万円以内、ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。なお、当該決定がなされた時点において、当該報酬限度額の対象とされていた取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役の員数は1名）であります。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2021年3月25日開催の第9回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該決定がなされた時点において、当該報酬限度額の対象とされていた取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役の員数は3名）であります。

5. 監査役の報酬限度額は、2016年3月29日開催の第4回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該決定がなされた時点において、当該報酬限度額の対象とされていた監査役の員数は3名であります。
6. 当社は、2021年3月25日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、上記には同日付開催の第9期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役2名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）を含んでおります。なお、退任取締役2名（うち社外取締役2名）につきましては、同株主総会終結の時をもって取締役を退任後、新たに取締役（監査等委員）に就任したため、支給額と員数については、監査等委員会設置会社移行前の在任期間分は取締役（監査等委員である取締役を除く。）に、監査等委員会設置会社移行後の在任期間分は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。また、退任監査役1名（うち社外監査役1名）につきましては、同株主総会終結の時をもって監査役を退任後、新たに取締役（監査等委員）に就任したため、支給額と員数については、監査役在任期間分は監査役に、取締役（監査等委員）在任期間分は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。

## （6）社外役員に関する事項

### ①社外役員の兼任その他の状況

- ・取締役上田祐司氏は、株式会社ガイアックスの取締役代表執行役社長であります。当社と兼職先の間には家賃の支払等の取引がありますが、重要性が高い取引はありません。
- ・取締役（監査等委員）倉西誠一氏は、株式会社KADOKAWAのデジタルコンテンツ局局次長、株式会社角川アップリンクの取締役であります。当社と株式会社KADOKAWAの間には広告売上等の入金取引がありますが、重要性が高い取引はありません。
- ・取締役（監査等委員）秋山政徳氏は、NHG株式会社の取締役会長、株式会社イマクリエの取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）松岡一臣氏は、DREAMプライベートリート投資法人の監督役員及び株式会社グッドスマイルカンパニーの監査役、株式会社ホビーストックの監査役、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスの取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況の内容
上田 祐司	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回に出席いたしました。企業経営者としての経験とIT業界を中心とした豊富な知識及び幅広い見識から、取締役会における議案・審議等に必要な助言並びに発言を適宜行っており、当社の社外取締役として業務執行に対する監督・助言等の適切な役割を果たしております。
倉西 誠一	当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。メディア業界における豊富な経験と幅広い見識から、取締役会及び監査等委員会における議案・審議等に必要な助言並びに発言を適宜行っており、当社の社外取締役として業務執行に対する監督・助言等の適切な役割を果たしております。
秋山 政徳	当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、取締役会及び監査等委員会における議案・審議等に必要な助言並びに発言を適宜行っており、当社の社外取締役として業務執行に対する監督・助言等の適切な役割を果たしております。
松岡 一臣	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回、監査役会4回のうち4回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。公認会計士としての専門的知見と豊富な経験から、取締役会及び監査等委員会における議案・審議等に必要な助言並びに発言を適宜行っており、当社の社外取締役として業務執行に対する監督・助言等の適切な役割を果たしております。



## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 UHY東京監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金額その他の 財産上の利益の合計額	13,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について、監査等委員は、会計監査人の監査計画内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当する場合は、監査等委員全員の同意による監査等委員会の決議により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において解任の旨及びその理由を報告いたします。

上記のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、当社監査等委員会は、その事実に基づき検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、その旨を株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けておりますが、会計監査人との間に責任限定契約は締結しておりません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

#### ① コーポレート・ガバナンス

##### i. 取締役会

取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。

##### ii. 取締役

取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他の社内規程に従い、当社の業務を執行します。

##### iii. 代表取締役

代表取締役は、取締役会において業務執行状況の報告を行います。

##### iv. 監査等委員会

監査等委員は、法令が定める権限を行使して、監査等委員長が中心となり内部監査室と緊密に連携することで日常業務の監査を行い、3名の監査等委員で役割分担をすることで効率的に取締役及び使用人の業務執行を監督しています。また、内部監査部門及び会計監査人と連携して、「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施します。

##### v. 内部監査

内部監査は、監査等委員会が承認する内部監査担当者が行い、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施します。

#### ② コンプライアンス

「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス教育・研修の計画及び実施、内部通報制度の整備等コンプライアンス体制の充実に努めます。なお、当社におけるコンプライアンスの取り組みに関する決定、及び進捗状況の管理は取締役会が行い、統括責任者は代表取締役とします。

### ③ 財務報告の適正性確保のための体制整備

「経理規程」その他社内規程、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図ります。

### (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存します。取締役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

### (3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

代表取締役を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、経営企画部において、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係る当社全体のリスク管理を網羅的、総括的に管理します。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を任命します。

内部監査担当者は、各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役に報告し、取締役会又は別途定める会議体において改善策を審議・決定します。

### (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

適正かつ効率的な職務の執行を確保するために「業務分掌規程」、「職務権限規程」等各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図ります。

### (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

次に掲げる体制その他の当社及びその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

#### ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・ 当社は、当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求めます。

・ 当社は子会社に、子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、月一回開催する取締役会又は「グループ経営会議規程」に基づきグループ経営会議に、当社執行役員又は従業員が参加することを求めます。

## ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を策定し、子会社を含めた、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。
- ・当社は、子会社を含めたリスク管理を担当する機関として「コンプライアンス規程」を策定し、当該規程に従ってコンプライアンス委員会を運営し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議します。

## ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社管理の基本方針及び運用方針を策定します。
- ・当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、取締役会非設置会社の選択や執行役員制度の導入を認めるなど、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させます。

## ④子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は子会社に、その役員及び従業員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守し、公正で高い倫理観に基づいて行動することで、広く社会から信頼される経営体制を構築させます。
- ・当社は子会社に、その事業内容や規模等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する体制を構築させます。
- ・当社は子会社に、監査役が内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させます。
- ・当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために設置したコンプライアンス相談受付を利用する体制を構築させます。

## ⑤その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、ITを適切かつ有効に利用します。
- ・当社の内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査します。

(6) 監査等委員の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員の職務を補助すべき従業員に関し、監査等委員の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底いたします。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

①当社の取締役等及び従業員が監査等委員会に報告するための体制

・取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行状況を監査等委員会に報告するとともに、緊急かつ重要な事項は速やかに監査等委員長に報告します。

・使用人は監査等委員会に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、重大な法令又は定款違反となるおそれがある事実がある場合には、直接報告することができます。

②子会社の取締役・監査役等及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査等委員会に報告するための体制

・子会社の役員及び従業員は、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

・子会社の役員及び従業員は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、又は内部通報窓口に通報します。

・当社内部監査室、経営企画部等は、定期的に当社監査等委員会に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告します。

・内部通報窓口の担当部門は、当社グループの役員及び従業員からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、内部通報報告書の写しを監査等委員会に交付します。

(8) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底します。

(9) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

①監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

②監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ①取締役の職務の執行について

定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会には各取締役のほか、独立性を保持した監査等委員も出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監督しております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督業務を強化しております。

なお、当事業年度につきましては、取締役会を22回開催しております。

### ②リスク管理体制について

リスク管理規程に基づき、代表取締役を中心として、経営企画部及び当社グループ各社のリスク担当が連携し、リスク管理体制の強化、推進に努め、リスク管理規程において、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備しております。また、内部監査室は、内部監査規程に基づき、組織横断的なリスクの状況把握、監視を行い、定期的に取り締役会に対してリスク管理に関する事項を報告しております。

### ③内部監査の実施について

内部監査室にて、社内各部署及び当社グループ各社が、法令、定款、社会規範、社内規程、並びに業界団体の定めるガイドラインに従い適正な企業活動を行っているか、また、業務フローにおいて適切な牽制が働いているか否かを、監査等委員会との相互協力のうえ、書類の閲覧及び実地調査しております。

#### ④監査等委員の職務の執行について

監査等委員3名（うち社外取締役3名）は、監査等委員会で策定された監査方針並びに監査計画に基づいて、取締役会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。

監査等委員は、内部監査室と定期的にミーティングを行い、内部監査の実施状況及び監査結果について報告を受け、内部監査の実施計画、具体的実施方法、業務改善策等に関し、意見交換を行うとともに、社内各部署及び当社グループ各社の監査にあたり、内部監査室と連携して、取締役・使用人からの事情の聴取、書類の閲覧、実地調査等を行っております。

#### 8. 会社の支配に関する基本方針

会社の支配に関する基本方針については、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては、適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

## 連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>327,458</b>	<b>流動負債</b>	<b>64,918</b>
現金及び預金	242,618	買掛金	19,646
売掛金	50,033	1年内返済予定の長期借入金	4,800
商品	3,501	未払費用	22,941
原材料及び貯蔵品	2,294	未払法人税等	429
その他	29,011	その他	17,101
<b>固定資産</b>	<b>87,128</b>	<b>固定負債</b>	<b>14,790</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>16,539</b>	長期借入金	14,790
建物及び構築物	5,503		
機械及び装置	11,036		
車両運搬具	0		
工具、器具及び備品	0		
<b>無形固定資産</b>	<b>26,699</b>		
のれん	26,699		
ソフトウェア	-		
<b>投資その他の資産</b>	<b>43,888</b>	<b>負債合計</b>	<b>79,708</b>
敷金及び保証金	42,020	純資産の部	
長期未収入金	146,457	<b>株主資本</b>	<b>325,424</b>
その他	1,868	資本金	100,000
貸倒引当金	△146,457	資本剰余金	703,519
		利益剰余金	△477,520
		自己株式	△574
		<b>新株予約権</b>	<b>9,453</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>334,877</b>
<b>資産合計</b>	<b>414,586</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>414,586</b>



## 連結損益計算書

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	金額
売上高		342,110
売上原価		274,794
売上総利益		67,315
販売費及び一般管理費		261,887
営業損失(△)		△194,571
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	3	
受取手数料	940	
物品売却益	31	
貸倒引当金戻入額	1,510	
雑収入	81	2,571
営業外費用		
支払利息	378	
支払手数料	2,297	
雑損失	22	2,698
経常損失(△)		△194,698
特別利益		
固定資産売却益	24,000	24,000
特別損失		
減損損失	15,121	15,121
税金等調整前当期純損失(△)		△185,820
法人税、住民税及び事業税	426	
法人税等調整額	-	426
当期純損失(△)		△186,246
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		-
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△186,246

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	287,298	516,220	△291,273	△574	511,671
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△186,246		△186,246
減資	△187,298	187,298			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	△187,298	187,298	△186,246	-	△186,246
当期末残高	100,000	703,519	△477,520	△574	325,424

	新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
当期首残高	7,850	-	519,521
当期変動額			
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△186,246
減資			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,603	-	1,603
当期変動額合計	1,603	-	△184,643
当期末残高	9,453	-	334,877

## 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>280,361</b>	<b>流動負債</b>	<b>48,674</b>
現金及び預金	223,199	買掛金	15,326
売掛金	34,543	未払金	5,714
その他	22,617	未払費用	22,941
<b>固定資産</b>	<b>126,656</b>	未払法人税等	289
<b>有形固定資産</b>	<b>5,503</b>	その他	4,402
<b>無形固定資産</b>	<b>983</b>		
<b>投資その他の資産</b>	<b>120,169</b>	<b>負債合計</b>	<b>48,674</b>
関係会社株式	16,502		
長期貸付金	66,000		
敷金及び保証金	36,620		
長期未収入金	146,457		
その他	1,047		
貸倒引当金	△146,457		
		<b>純資産の部</b>	
		<b>株主資本</b>	<b>348,890</b>
		<b>資本金</b>	<b>100,000</b>
		<b>資本剰余金</b>	<b>703,519</b>
		資本準備金	287,198
		その他資本剰余金	416,320
		<b>利益剰余金</b>	<b>△454,054</b>
		その他利益剰余金	△454,054
		繰越利益剰余金	△454,054
		<b>自己株式</b>	<b>△574</b>
		<b>新株予約権</b>	<b>9,453</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>358,343</b>
<b>資産合計</b>	<b>407,017</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>407,017</b>

## 損益計算書

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		282,413
売上原価		244,069
売上総利益		38,344
販売費及び一般管理費		209,767
営業損失(△)		△171,423
営業外収益		
受取利息	370	
受取配当金	3	
物品売却益	31	
受取手数料	940	
貸倒引当金戻入額	1,510	
雑収入	15	2,871
営業外費用		
支払利息	3	
支払手数料	1,660	
雑損失	20	1,684
経常損失(△)		△170,235
特別利益		
固定資産売却益	24,000	24,000
特別損失		
抱合せ株式消滅差損	912	
減損損失	15,121	16,034
税引前当期純損失(△)		△162,269
法人税、住民税及び事業税	-	
法人税等調整額	293	293
当期純損失(△)		△162,562

## 株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		自 己 株 式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	287,298	287,198	229,021	516,220	△291,491	△291,491	△574	511,453
当期変動額								
当期純損失(△)				－	△162,562	△162,562		△162,562
減資	△187,298		187,298	187,298		－		－
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				－		－		－
当期変動額合計	△187,298	－	187,298	187,298	△162,562	△162,562	－	△162,562
当期末残高	100,000	287,198	416,320	703,519	△454,054	△454,054	△574	348,890

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	7,850	519,303
当期変動額		
当期純損失(△)		△162,562
減資		－
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	1,603	1,603
当期変動額合計	1,603	△160,959
当期末残高	9,453	358,343

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月25日

AppBank株式会社  
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 谷田 修一

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 片岡 嘉徳

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、AppBank株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、AppBank株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月25日

AppBank株式会社  
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員 公認会計士 谷田 修一  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 片岡 嘉徳  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、AppBank株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、且つ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月25日

AppBank株式会社 監査等委員会

監査等委員 松岡 一臣 ㊞

監査等委員 倉西 誠一 ㊞

監査等委員 秋山 政徳 ㊞

(注) 当社は、2021年3月25日開催の第9期定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したため、2021年1月1日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

- (1) 当社グループの業務効率向上並びに事業継続性の改善のため、現行定款第3条（本店所在地）に定める本店所在地を東京都千代田区から東京都新宿区に変更するものであります。なお、本変更は2021年9月17日に開催された取締役会において決定された本店移転日である2022年3月31日をもって効力を生ずるものとし、その旨の附則を新設することといたします。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）により株主総会資料の電子提供措置（会社法第325条の2ないし会社法第325条の7）が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を2.のとおり変更するものであります。
  - ①変更案第18条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ②現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ③上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条から第2条まで (条文省略)  (本店の所在地)  第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p>	<p>第1条から第2条まで (現行どおり)  (本店の所在地)  第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p>
<p>第4条から第17条まで (条文省略)  (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第4条から第17条まで (現行どおり)</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(電子提供措置等)  第18条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>  2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第19条から第43条まで (条文省略)</p>	<p>第19条から第43条まで (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第8章 附則</p> <p>第44条 (条文省略)</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第8章 附則</p> <p>第44条 (現行どおり)</p> <p>第45条 第3条 (本店の所在地) の変更は、<u>2021年9月17日に開催された取締役会において決定された本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日後これを削除するものとする。</u></p> <p>第46条 現行定款第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更案第18条 (電子提供措置等) の新設は、<u>会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	むらい ともたけ 村井 智建 (1981年12月11日生)  《再任候補者》	2000年7月 株式会社ガイアックス入社 2005年12月 同社 執行役員就任 2006年2月 株式会社GT-Agency設立 代表取締役就任 2011年12月 同社分割により、新設分割会社を 株式会社 TMRに社名変更 代表取 締役就任 2012年1月 当社 代表取締役就任 2012年2月 AppBank Games株式会社 取締役就任 2015年3月 当社 取締役メディア事業部長就任 2017年5月 当社 取締役CCO就任 2020年1月 当社 代表取締役社長CEO就任(現任)  (重要な兼職の状況) テーマ株式会社 取締役	1,563,000株
2	さくま りょう 佐久間 諒 (1981年12月10日生)  《再任候補者》	2006年2月 株式会社ファンコミュニケーションズ入社 2011年8月 株式会社8crops設立 代表取締役 就任 2020年6月 当社入社 システム部長就任 (現任) 2020年10月 当社 メディア事業部長就任 (現任) 2021年3月 当社 取締役 就任 (現任)  (重要な兼職の状況) 3 bitter株式会社 代表取締役	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	しらいし じゅうぞう 白石 充三 (1982年2月1日生)  《再任候補者》	2006年4月 株式会社ジャフコ入社 2020年4月 当社入社 管理部長CFO就任 2020年7月 当社 管理本部長CFO就任(現任) 2021年3月 当社 取締役就任(現任)  (重要な兼職の状況) 3 bitter株式会社 監査役 テーマ株式会社 監査役	一株
4	うえだ ゆうじ 上田 祐司 (1974年9月12日生)  《再任候補者》  社外取締役候補者	1999年3月 有限会社ガイアックス(現 株式会社ガイアックス) 代表取締役就任 2006年8月 株式会社ガイアックス 取締役代表執行役社長就任(現任) 2012年3月 当社 取締役就任(2018年3月退任) 2020年3月 当社 取締役就任(現任)  (重要な兼職の状況) 株式会社ガイアックス 取締役代表執行役社長	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 上田祐司氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。  
(1) 社外取締役候補者とした理由等

上田祐司氏は、2012年3月から2018年3月までの6年間に渡り当社の社外取締役に就任しており、経営者としての経験とIT業界を中心とした豊富な知識及び幅広い見識等により、取締役会における議案・審議等に必要の助言並びに発言を通じて、当社の社外取締役として業務執行に対する監督・助言等の適切な役割を果たすことが期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

また、同氏は、東京証券取引所上場規程第436条の2の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役に就任した場合には、独立役員の候補者であります。

(2) 就任してからの年数

上田祐司氏は、現在当社の社外取締役であります。就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、2年となります。

(3) 社外取締役候補者との責任限定契約の内容の概要

当社は、上田祐司氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限られます。同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

(4) 各取締役候補者との役員等賠償責任保険契約の内容の概要

村井智建氏、佐久間諒氏、白石充三氏、上田祐司氏は、現在、当社の取締役であり、当社は、各候補者が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各候補者の再任が承認された場合、各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

以 上



〈メモ欄〉

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

〈メモ欄〉

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

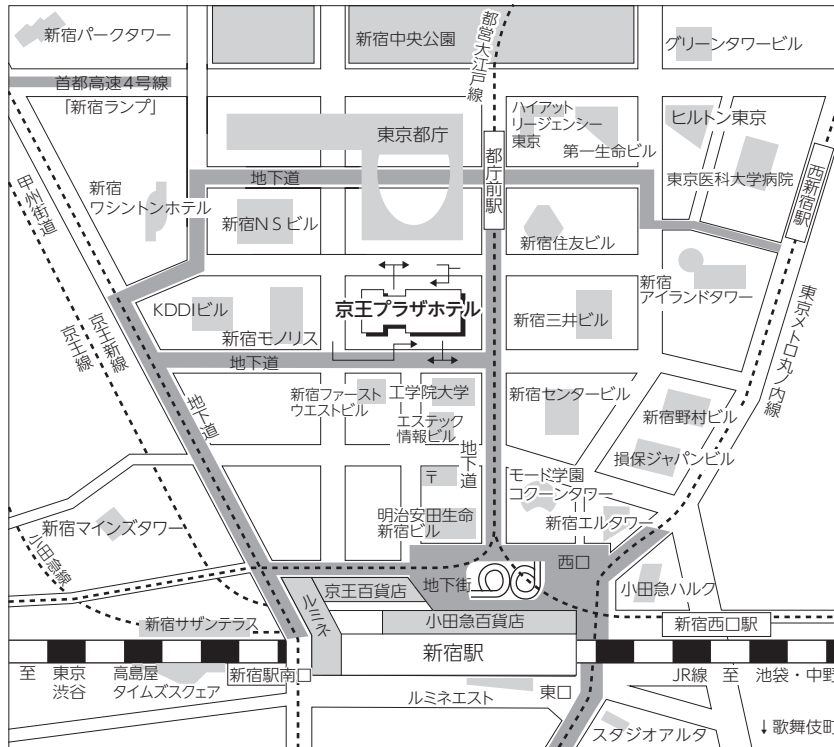
---

---

---

# 定時株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号  
京王プラザホテル 南館4階「扇」  
TEL (03) 3344-0111 (代表)



## 交通のご案内

- 新宿駅西口より徒歩  
約5分（JR・京王線・小田急線・地下鉄）  
新宿駅西口を出て、都庁方面への地下道を5分ほど進み、地下道から出たすぐの左側の建物が京王プラザホテルです。
- 都営大江戸線都庁前駅より徒歩  
地下道B1出口よりすぐ  
改札を出てJR新宿駅方面に進み、B1出口階段を上がってすぐ右側です。

UD  
FONT

見やすく読みましがえに  
くいユニバーサルデザ  
インフォントを採用  
しています。